

糸島市補助金設計書

所管課 福祉支援課

補助金名称	心身障害者緊急一時介護事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 1 __みんなが健康で元気なまちづくり

政策 3 __障がい者福祉の推進

施策 __障がい者の地域生活を支援する

1 補助の目的

障がい者の家族支援の充実を目的に、糸島市手をつなぐ親の会が行う心身障害者緊急一時介護事業の周知と利用を促進し、健全な事業運営ができるよう支援する。
障害福祉サービス事業、障害者地域生活支援事業の支援対象とならない通学時の移動支援などの事業を行うことにより、保護者の社会参加、就労を支援する。

2 成果指標

成果指標：利用者数

目標値：29人（H28） 現状値以上（R2） 会の予算の限度内

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

糸島市手をつなぐ親の会が行う心身障がい児・者の緊急一時預かりや自宅からスクールバス乗車までの見守り、各会合等参加時の児の預かりなど。

補助対象者 糸島市手をつなぐ親の会（受益者：会加入の親子）

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費。（介護者手当、交通費、事務費、保険料）

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助金額 278千円（上限額）

H30年度決算では利用件数が少なかったが、次年度の利用見込みが増加しており、繰越金で対応しなければならない状況である。

補助金額は、合併時に決定した金額であり、当該事業は、高い公益性があり、公的な制度を補うために必要である。また、会の財政状況等を考慮し、高い補助率でないと補助目的が実現できない。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度まで